

参考資料1

こどもの居場所づくりに関連する資料

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

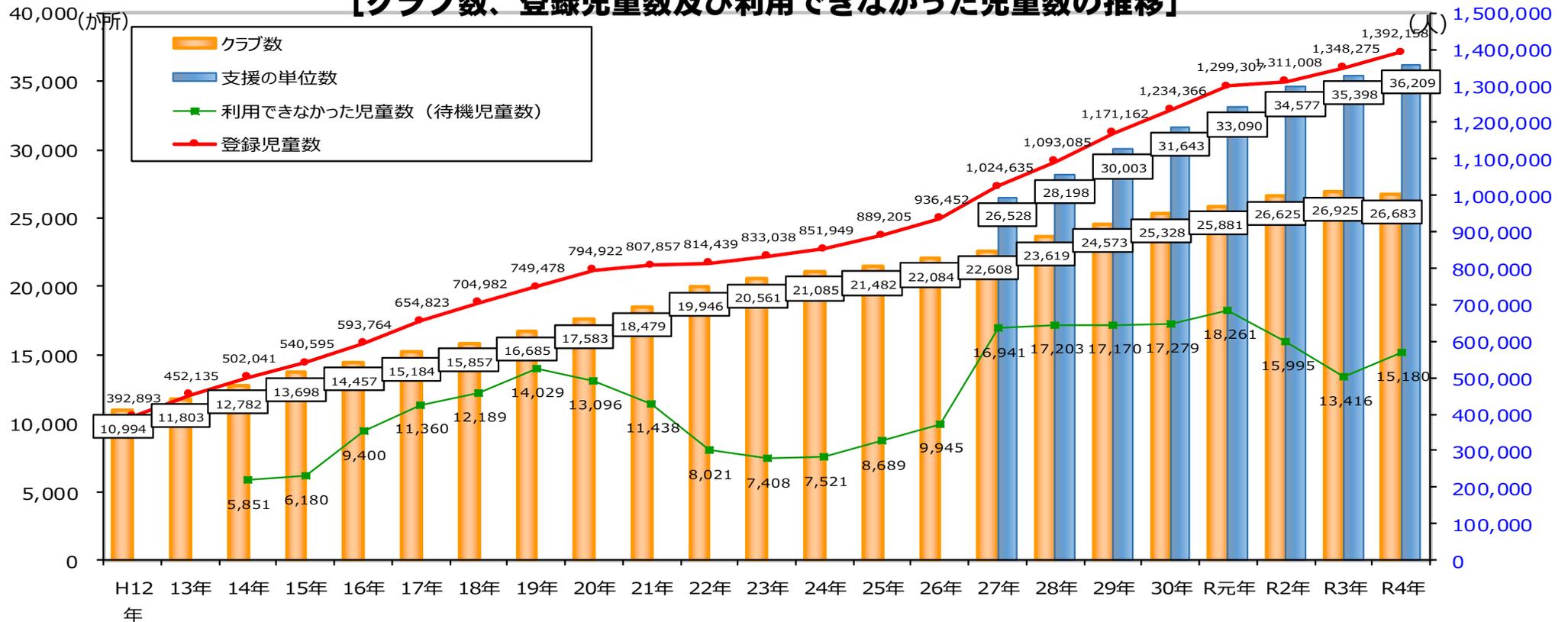
【現状】(令和4年5月現在)

- 登録児童数 1,392,158人
- 支援の単位数 36,209単位
- クラブ数 26,683か所
(参考：全国の小学校18,713校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,180人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



放課後児童クラブ、放課後子供教室、 放課後等デイサービス

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和5年度予算案	71億円の内数	1,205億円
実施数	17,129教室 	26,683か所 
一体型	5,869か所	
登録児童数	—	1,392,158人
新規開設分の小学校での割合	—	55% (4,599か所のうち2,508か所)
実施場所	小学校 73.1%、その他（公民館、中学校など）26.9%	小学校 53.1%、その他（児童館、公的施設など）46.9%

※放課後子供教室の教室数（令和4年度に実施する活動数）及び実施場所は令和4年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和4年5月時点の数値を記載
※令和5年1月時点更新

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算額 1,065億円 → 令和5年度予算 1,205億円

子ども・子育て支援交付金	令和4年度	981億円	→	令和5年度予算	1,046億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和4年度	84億円	→	令和5年度予算	159億円

施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

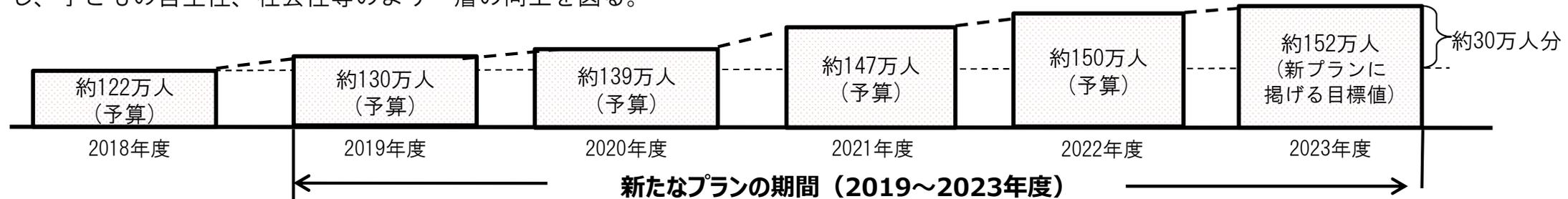
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費(基本分)の負担の考え方



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等(主な内容)

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。【拡充】

※主に4年生以上を対象にしていたものを全学年に拡大

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和5年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

放課後児童支援員は、基礎資格＋研修受講という仕組みになっているところ、子ども・子育て支援交付金の算定上、この研修受講について、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで含む経過措置を設けている。

本経過措置が終了することを踏まえ、卒業してすぐに就職する職員などに一定の猶予が必要なこと、急な退職時等の職員確保が難しいこと等を考慮し、研修受講については、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

② 放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費（リース代）を加えることとする。

③ 放課後児童クラブ利用調整支援事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】

待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた調整を行うなど、待機児童解消への取組に係る経費を補助する事業を創設する。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して**、教育委員会に**意見**

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見
学校運営
教職員の任用

説明
承認

説明
意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員
・**放課後児童クラブ関係者** など



※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

教育委員会

任命

委嘱



情報共有

地域学校協働活動推進員

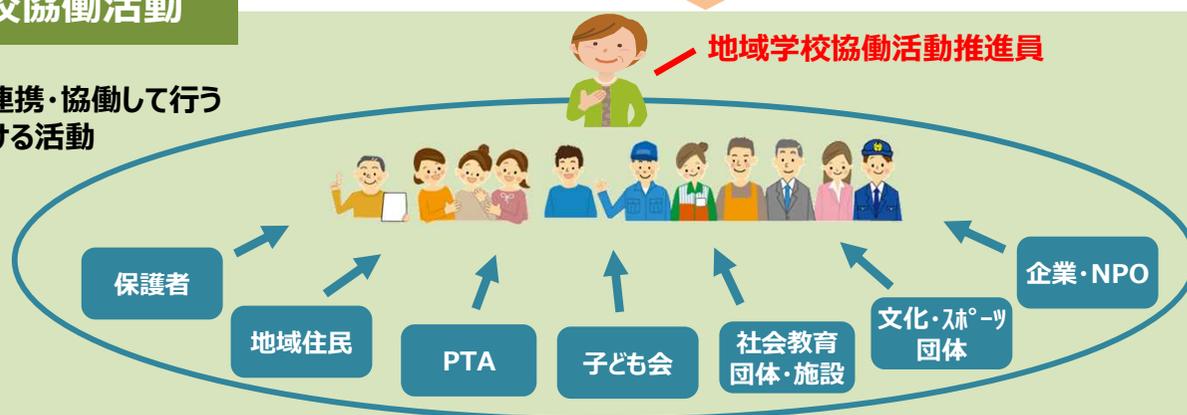
地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、
・**放課後等における学習支援・体験活動**（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

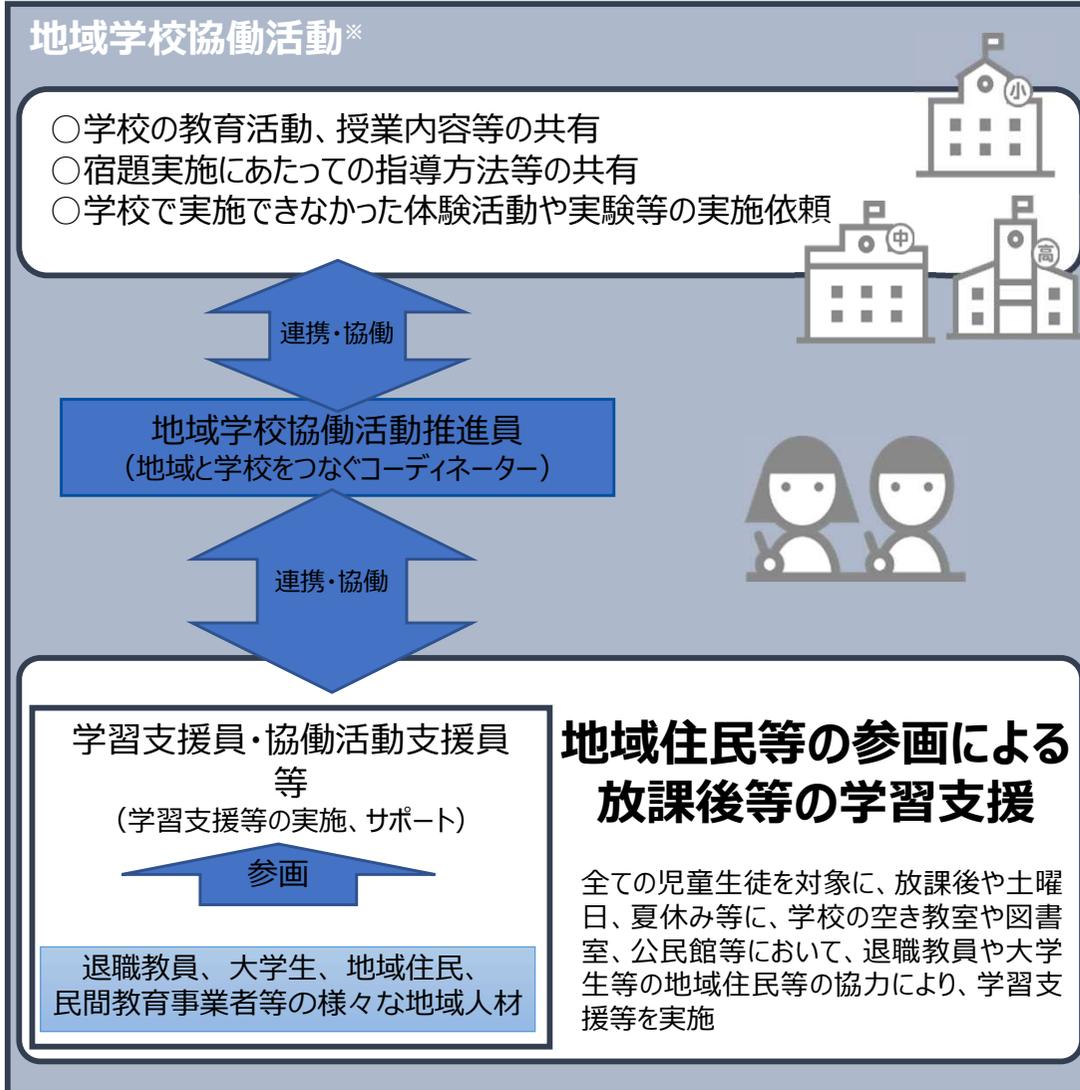
- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動 (放課後子供教室・地域未来塾)

内容

全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等



地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援・体験活動を実施

- 社会的経済的背景によらず、**誰もが学ぶことができる環境の実現**
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることで、**地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る**

【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- ・予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- ・英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・大学生等による進路相談
- ・実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

※地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和5年度予算額

7,066百万円

(前年度予算額

6,859百万円)



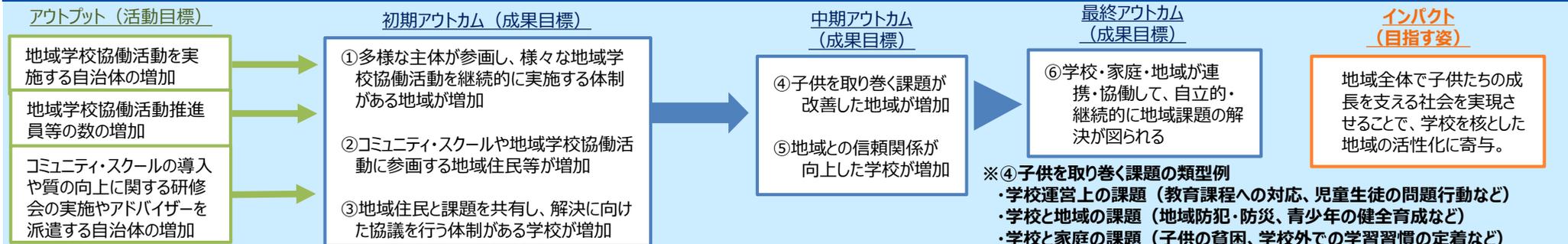
文部科学省

背景 課題	<p>▶ 予測困難なこれからの社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要</p> <p>▶ コミュニティ・スクールは、学校や子供たちの課題の解決に向けて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校（R4時点：15,221校）</p> <p>▶ 社会教育活動である地域学校協働活動と密接につながることで、社会に開かれた教育課程の実現、いじめ・不登校、学校における働き方改革、福祉・まちづくり・地域防災などの課題にも効果的な対応が可能となるため、全ての学校でコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが必要</p>	経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)
	<p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>(2) 包摂社会の実現（共生社会づくり）</p> <p>地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、…（略）</p>	

事業内容

<p>【事業の概要】</p> <p>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援（自治体向け補助事業）</p> <hr/> <p>対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市</p> <hr/> <p>要件： ① コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ② 地域学校協働活動推進員を配置していること</p> <hr/> <p>補助率等： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 (10,000か所×約67万円（国庫補助）)</p> <hr/> <p>支援内容： 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品費等</p>	<p>【具体的な取組】</p>	<p>▶ 地域学校協働活動推進員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10,000か所（30,000人） ※課題に対する効果的な取組等を評価し、推進員の追加配置や常駐化を可能とする。 <p>▶ 地域学校協働活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校の働き方改革に資する取組 ② 学習支援や体験・交流活動 <p>→特に、子供を取り巻く課題に対応するための活動を充実</p> <p>▶ 教育委員会の伴走支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CSアドバイザーの配置（都道府県等）
--	------------------------	--

事業のロジックモデル（令和4年度秋の年次公開検証（秋のレビュー）より）



測定指標（KPI）

<ul style="list-style-type: none"> ①地域学校協働本部がカバーしている公立学校の数 ②コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の人数 ③コミュニティ・スクールを導入している公立学校の数 	<ul style="list-style-type: none"> ④各自治体の子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合 ⑤学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合 ⑥地域の子供の成長に貢献している実感がある住民の割合
--	---

▶各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施。
▶国は、各自治体の成果を取りまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施。併せて、全国の好事例及び課題のある事例の共有を通して、各自治体の事業の改善に繋げる。

放課後等デイサービス

○ 事業の概要

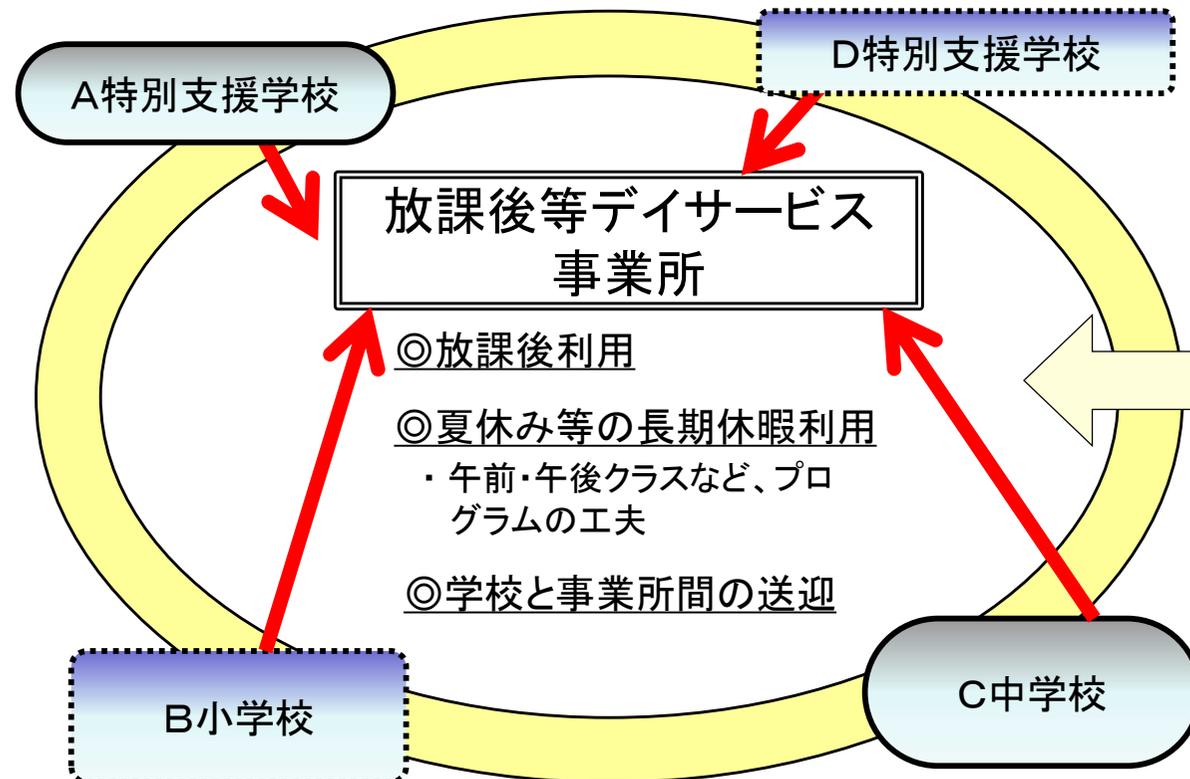
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

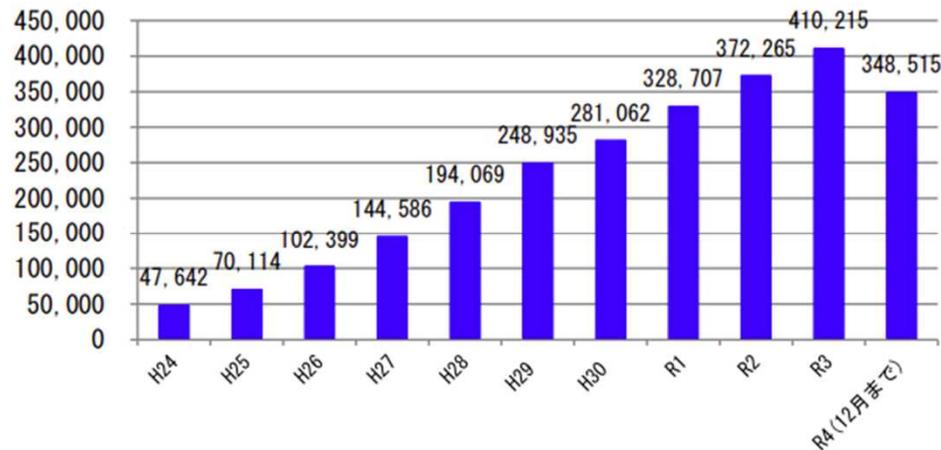
- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの現状

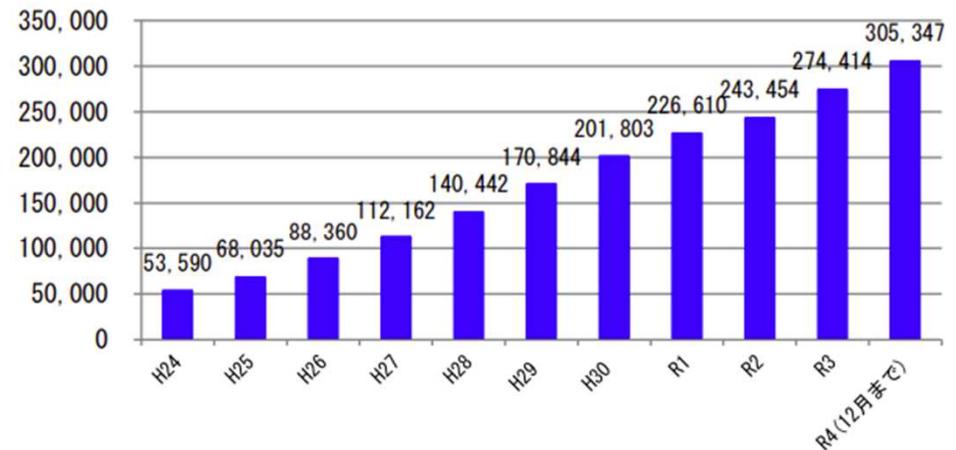
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和3年度の費用額は約4,102億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額12.9%、障害児支援全体の総費用額の66.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和3年度の伸びは、児童発達支援が4.3倍に対して放課後等デイサービスは8.6倍)。

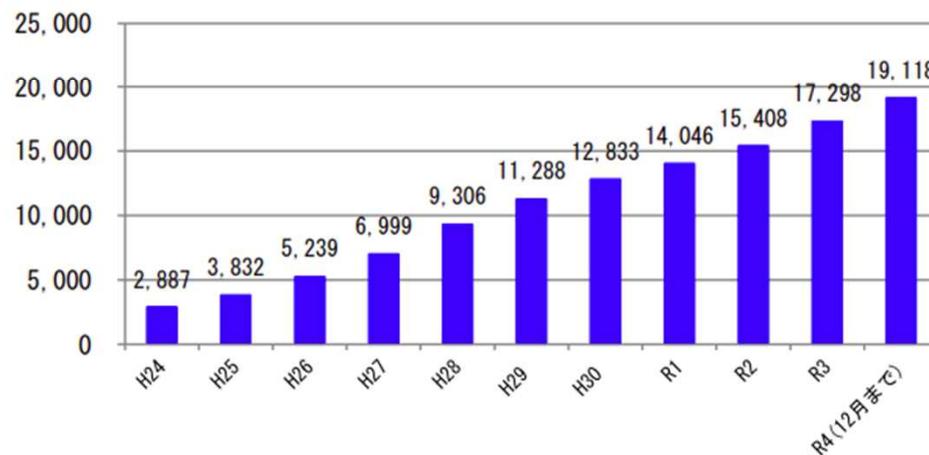
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

児童館、児童遊園、民生・児童委員

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4,347か所 公営:2,381か所
 民営:1,966か所
 <社会福祉施設等調査(令和3年10月1日現在)>

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 公的助成

- 施設整備費
 ・令和5年度予算
 次世代育成支援対策施設整備交付金(67億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費
 平成24年度から地方交付税措置

6. 運営について

- 児童館ガイドライン
 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの
 (平成30年10月子ども家庭局長通知)
- 児童館実践事例集
 好事例を事例集としてとりまとめたもの(令和2年3月)

児童遊園について

1. 概要

○児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。(児童福祉法第40条)

2. 標準的設備

○敷地は、原則として330㎡以上。
(1)遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備)
(2)広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等
(3)柵、照明設備

3. 職員

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が配置される。

4. か所数

○2,121か所
(公営:2,070か所 民営:51か所)
<社会福祉施設等調査(令和3年10月1日現在)>

5. 国の助成

○昭和39年度まで、設置費補助を実施
(昭和40年度以降は、年金融資制度に切り替えたが、本制度も平成12年度をもって廃止)

(参考)児童遊園をめぐる動き

○平成18年6月 体力づくり関係3省(文科省・厚労省・国交省)打合せ会の開催

→文部科学省を中心に連携方策の検討を行うことを確認。

○平成18年9月21日 文部科学省「スポーツ振興基本計画」告示

→「子どもの体力の向上のための方策」として、「地域の公園など住民のスポーツやレクリエーションの場、子どもが自由かつ安全に遊べる場の充実が必要」「地域の公園については、子どもが一層自由かつ安全に遊べるよう、関係機関との連携を図る。」と記載。

○平成18年10月 厚生労働省「児童遊園のあり方及び今後の活用についての調査研究会」(座長:荻須玉川大学教授)の発足

→利用状況の実態把握を行うとともに、児童の体力増進、高齢者の利用や交流等について、平成19年2月に報告書を取りまとめた。

(財団法人こども未来財団が実施する平成18年度児童関連サービス調査研究事業)

民生委員・児童委員、主任児童委員について

- 「児童委員」は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。〈民生委員は、児童委員を兼ねる〉(児童福祉法第16条)
- 「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う。

民生委員・児童委員

活動内容

民生委員・児童委員の活動(民生委員法第14条及び児童福祉法第17条)

- ・ 地域の実情の把握
- ・ 地域での相談・援助活動
- ・ 行政事務への協力

【児童委員の活動事例】

- ・ 地域の児童、妊産婦、母子家庭等の状況を日頃から把握(家庭訪問・地域での情報収集等)
- ・ 支援が必要な児童等の相談に応じ、利用できるサービス等について助言

主任児童委員

主任児童委員の活動(児童福祉法第17条)

- ・ 関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整
- ・ 区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力

【活動事例】

- ・ 児童相談所や保健所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整
- ・ 個別支援において区域担当児童委員が悩んだ際の支援

定数・委嘱者数

民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県知事が条例で定める(民生委員法第4条)

令和4年12月1日現在 定数 240,547人(主任児童委員を含む)
委嘱者数 225,356人(同上)
充足率 93.7%

厚生労働省が定める定数基準(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)
(例)都市部は、220～440世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置
町村部は、70～200世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する(児童福祉法第16条第3項)

令和4年12月1日現在 定数 22,012人
委嘱者数 20,947人
充足率 95.2%

厚生労働省が定める定数基準(同左通知)
(例)市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が39人以下の場合、2人を配置
市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合、3人を配置

任期

3年(民生委員法第10条)〈直近の一斉改選は、令和4年12月1日〉

年齢要件

民生委員・児童委員の選任(雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)
75歳未満の者を選任するよう努める

主任児童委員の選任(雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)
55歳未満の者を選出するよう努める

選任

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する(民生委員法第5条)

厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う(児童福祉法第16条第4項)

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】

市町村

【補助割合】

国 2 / 3、市町村 1 / 1 2、事業者 1 / 4

【補助基準額】

1か所当たり 17,635千円

子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

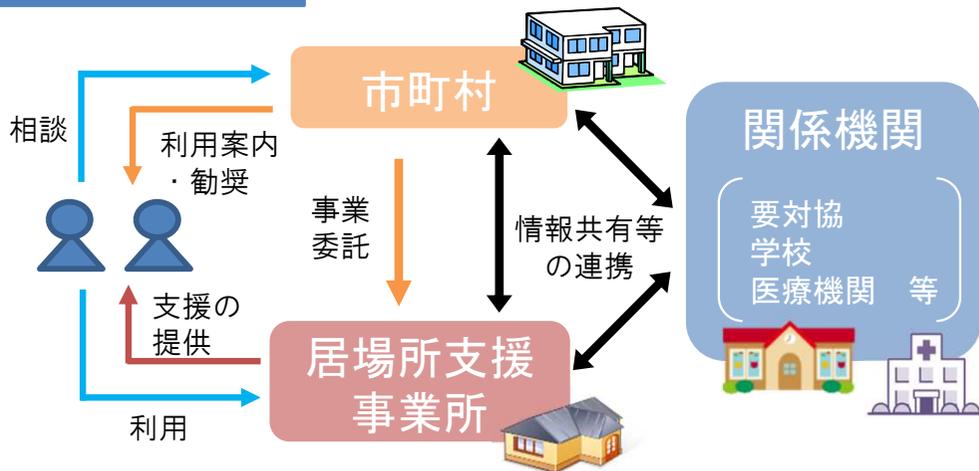
【補助割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子

学習・生活支援、こども食堂等

支援対象児童等見守り強化事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 >
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

目的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

① アウトリーチ型/居場所型

補助基準額：1か所当たり9,866千円

補助率：2/3

実施主体：市町村（特別区含む）

② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円

補助率：10/10

実施主体：市町村（特別区含む） ※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

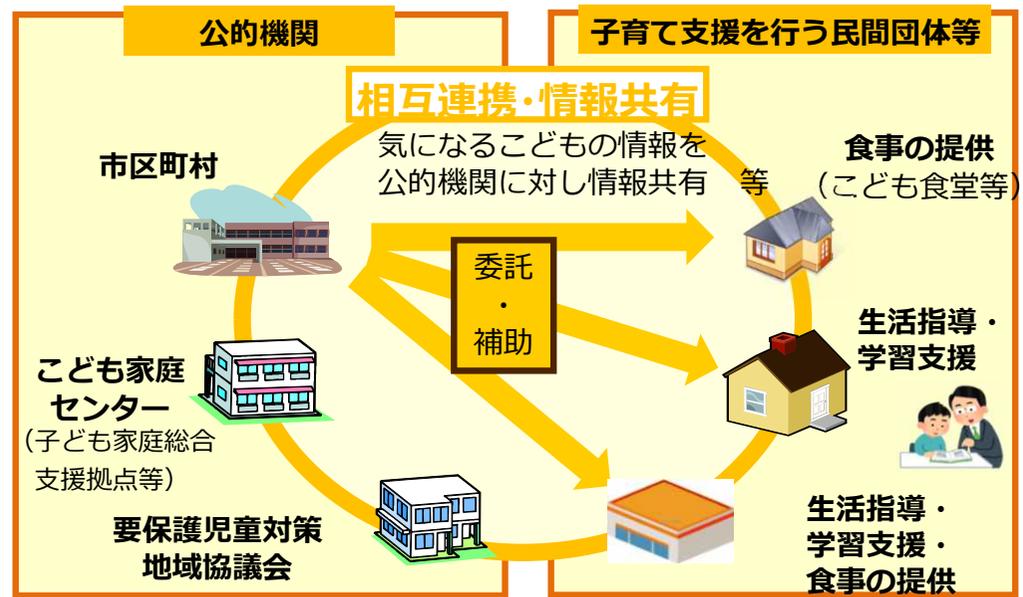
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

令和4年度第二次補正予算：25億円

1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【1】国⇒中間支援法人

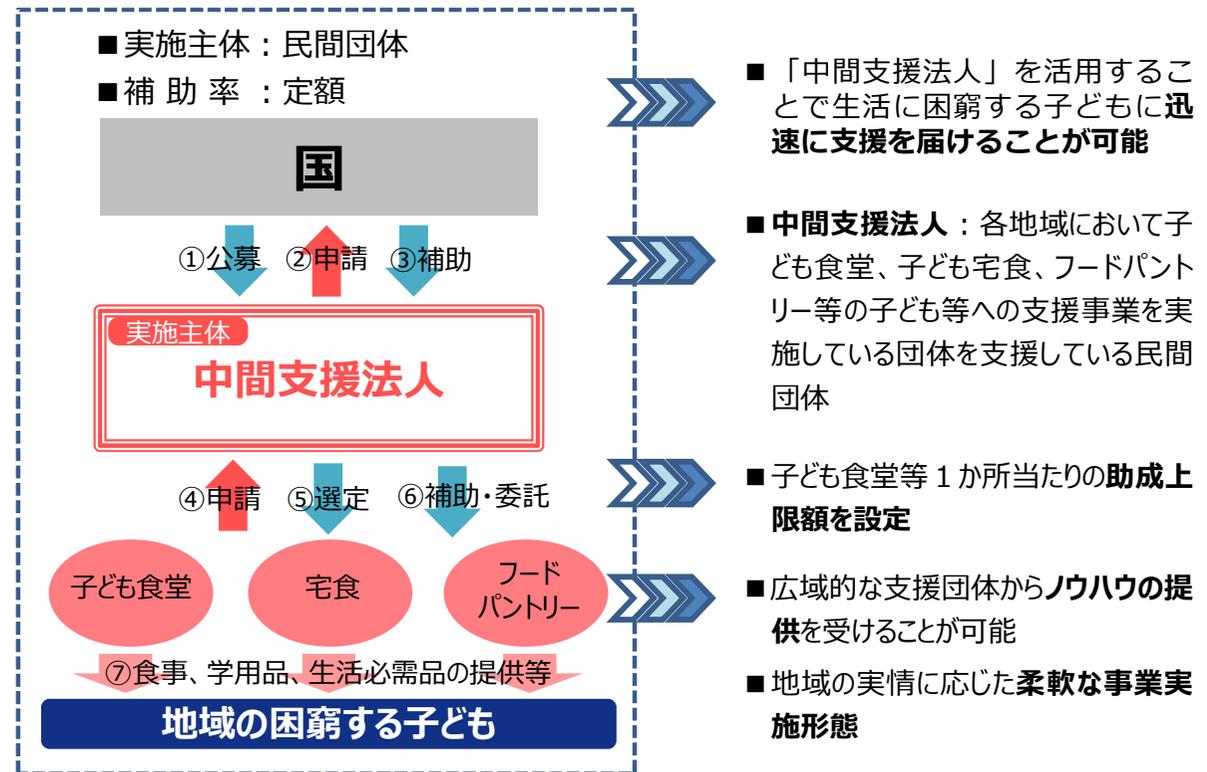
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10

趣旨・目的

- 昨年末に閣議決定した「基本方針」において、今後のこども政策の基本理念として、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長」できるようにすることを掲げている。
- これに基づき、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討する。

事業の内容

- NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を創設する。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 屋外においてこども達が自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）の実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 地域における居場所の普及定着を図るためのコーディネーターの配置や地域資源のネットワーク化

実施主体

- 都道府県又は市町村（民間等への委託可）
- 民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

補助率

- 定額（10／10相当） ※子ども・子育て支援対策推進事業費補助金で実施

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R4)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
<ul style="list-style-type: none"> ・高校進学のための学習希望 ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭に居場所がない ・生活習慣や社会性が身についていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの関わりが少ない ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

社会的養護・ケアリーバーのアフターケア

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援を受けられることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

【社会的養護自立支援事業】

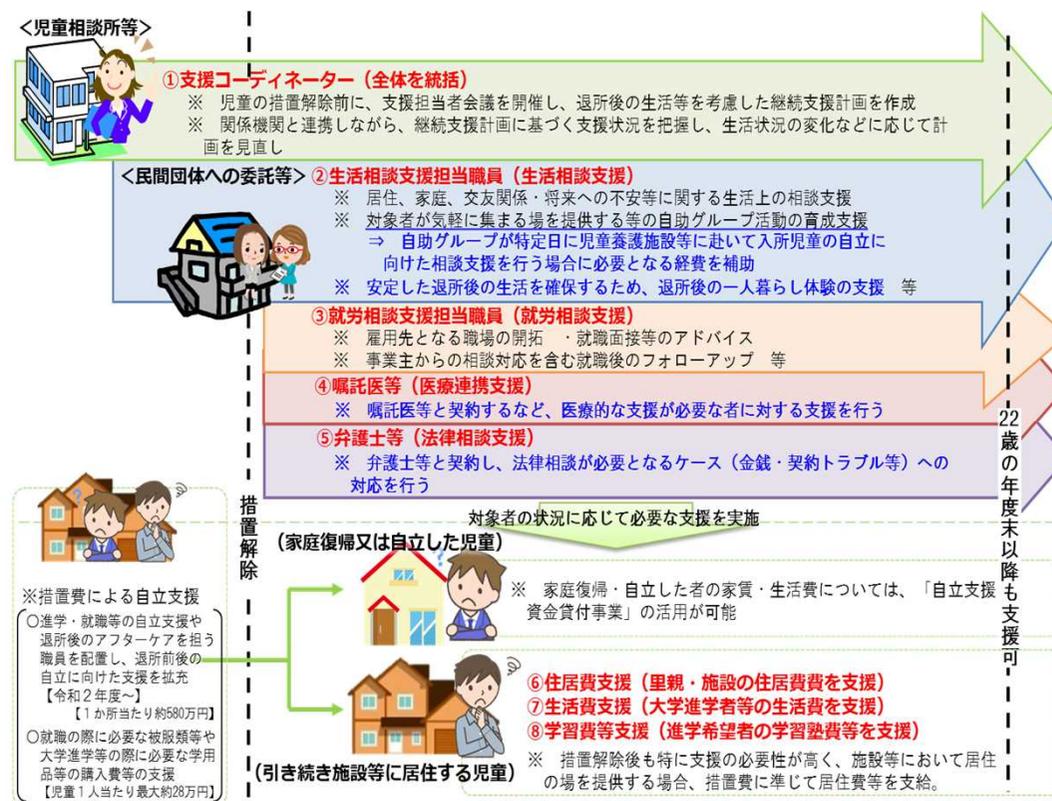
○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

① 社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1 か所当たり 6,176千円 + 2,066千円（加算）（20ケース以上に対応している場合）
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能
- ・ 居住費支援 1 人当たり月額 397千円（児童養護施設） 等
- ・ 生活費支援 1 人当たり月額 51,430円（就学・就労をしていない者）、11,410円（就学している者） 等
- ・ 生活相談支援 1 か所当たり 12,144千円（常勤2名以上配置）
- ・ 就労相談支援 1 チーム当たり 5,739千円 ※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 学習費等支援
（特別育成費）

基本額	1 人当たり月額	24,420円	補習費	1 人当たり月額	20,000円
資格取得等特別加算	1 人当たり	57,610円	補習費特別分	1 人当たり月額	25,000円
- ・ 医療連携支援 1 か所当たり 7,842千円 ※ 医療機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 退所後生活体験支援 1 人当たり 53,700円
- ・ 法律相談支援 1 か所当たり 3,000千円

② 身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料：19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 入院時の身元保証 年間保険料：2,400円

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

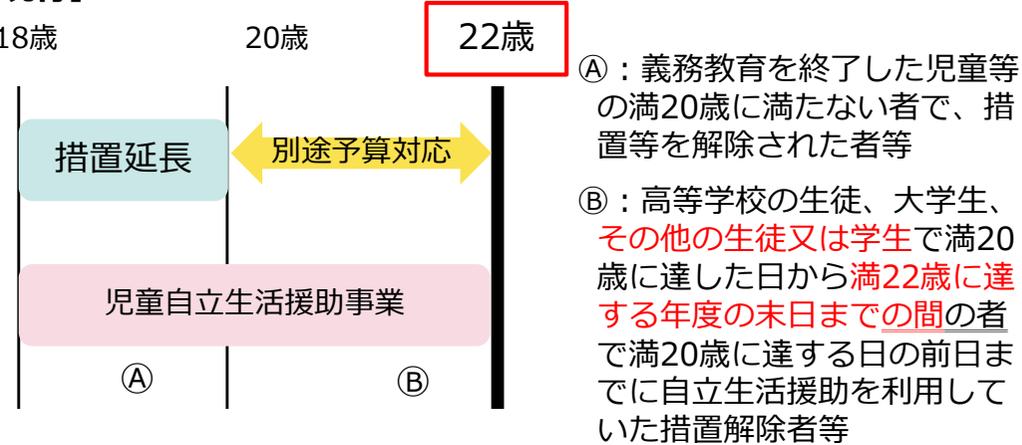
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

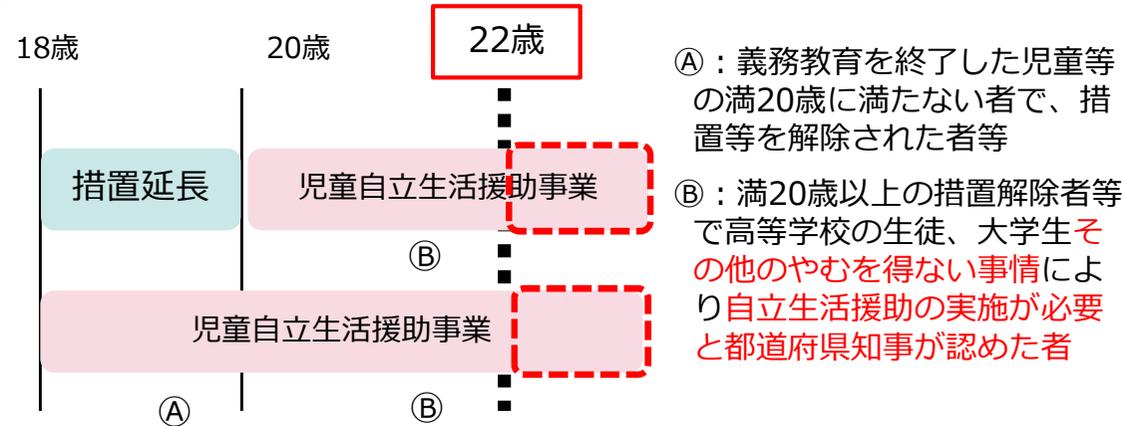
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

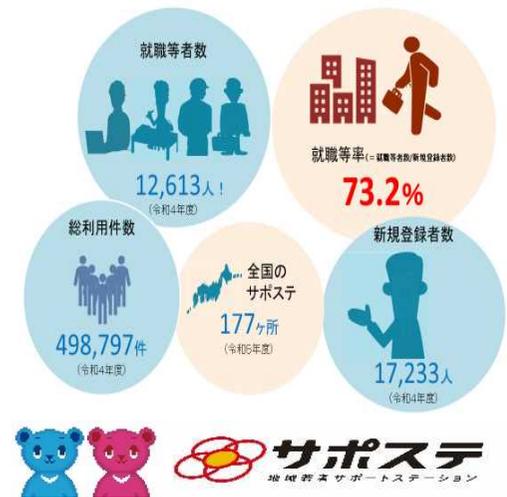
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和5年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとoff-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。**



公民館、図書館、青少年施設

公民館の概要

1. 事業の目的、内容

○社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2. 設置状況

○全国13,163館 <令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)>
・市(区)立 9,282館(81.7%) ・町立 3,272館(79.4%) ・村立 607館(72.1%) ・法人 2館
※カッコ内は設置している自治体の割合。

3. 設置及び運営主体

○市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

4. 公民館をめぐる動き

○第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理において、「公民館における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点からは、**子供の居場所としての公民館の活用**、住民相互の学び合い・交流の促進、各地方公共団体における関連施設・施策や民間企業等との連携を進めるとともに、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善や公民館への社会教育士の配置を進めることなどが必要である。」と記載されている。

○今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項)について(令和5年3月15日中央教育審議会総会(第135回))において、子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設を推進し、公民館等の社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、**子供の居場所としての役割も果たせるよう**、優良事例を収集し、横展開を図ると記載されている。

【公民館における取組事例】 多様な世代が行き交う地域のハブ機能を担う（長崎県長崎市）

取組の概要

長崎市北公民館では、公民館活動に参加する年齢層の固定化や将来的な利用者の減少という問題意識に対し、ホームページのアクセス解析や市民アンケートを通して、子育て世代や子どもたちを潜在利用者層と捉え、そこをターゲットとした講座の企画や、学校と連携した広報の実施等により、新たな利用者層の開拓に繋げている

【長崎市北公民館】

- ◆ エリア人口：約5.2万人
- ◆ S44年開設。H3年に商業施設・ホール等を含む複合施設内に移転
- ◆ R2年度から指定管理者制を導入

主な取組内容

◆ 子育て層向けの講座の実施

市民アンケート調査などから、子育て世代や子どもたちが集い、学び、交流する場が求められていることを把握し、子どもから大人まで楽しめる公民館として、**子育て世代や子どもたちのニーズを踏まえた講座を実施**

- ▷ 県音楽連盟所属の音楽家によるワークショップ
- ▷ 地域の飲食店の店主による料理教室
- ▷ プログラミング教室
- ▷ 託児サービス付き育児講座



(親子参加で開催した講座)

◆ 時代の変化に即した講座の実施

地域が抱える社会的課題や知的好奇心を反映させた、地域の専門人材による講座を企画・実施。受講応募者の72%は30～40代、92%はインターネットからの応募となるなど、**多様な世代が参加**

- ▷ 金融教育講座
- ▷ ジェンダーの観点からの歴史講座
- ▷ 地産地消の料理講座
- ▷ 地域の書店と連携した読書講座 など



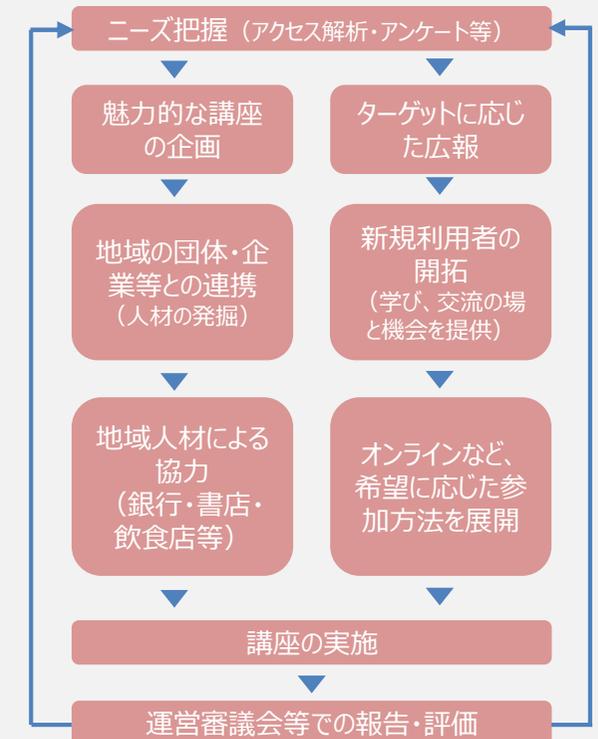
(対面とオンラインの併用講座)

◆ ICTの活用

公民館のWi-Fiを活用し、対面とオンライン配信を併用した講座を実施

◆ 広報ツールの工夫

小学校とのネットワークを活用したリーフレットの近隣校への配布や、SNSを活用した告知など、**紙媒体とWebのそれぞれの強みを活かした広報**を実施



(地域のニーズに対応した講座の企画・実施のイメージ)

図書館の概要

1.事業の目的、内容

○図書館法第2条に規定する、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設。（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）

2.設置状況

○全国3394館 <令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)>
・都道府県立 59館 (100%) ・市(区)立 2,670館 (99.1%) ・町立 590館 (64.9%)
・村立 53館 (29%) ・法人立 22館 ※都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む・カッコ内は設置率

3.設置及び運営主体

○地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人

4.図書館をめぐる動き

○第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画において、「子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である」ことや、「家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、図書館が見直されており、**子どもたちが立ち寄りやすく、心地よい場所とする**ことで、本に触れるきっかけが生まれる可能性もある」ことが記載されている。

○今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について（令和5年3月15日中央教育審議会総会（第135回））において、子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設を推進し、図書館等の社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、**子供の居場所としての役割も果たせるよう**、優良事例を収集し、横展開を図ると記載されている。

図書館におけるこどもの居場所に関する事例

多様なニーズにこたえる 読書スペースの提供

珠洲市民図書館(石川県)

- ・一般図書コーナーには、靴を脱ぎ、足をのばして座椅子でくつろげる「たたみ席」や、カフェ気分が味わえる「ハイカウンター席」を設置。
- ・児童図書コーナーには、ポップな配色のスツール・椅子を用意し、読書がより楽しく感じられるような空間とした。
- ・敷地内に設けられた「読書の広場」(中庭)では、晴れた日に野外で読書を楽しむことができる。館内資料を持ち出での読書が可能。



たたみ席



児童図書コーナー



読書の広場

小学生読書リーダー・ 中学生読書サポーター養成講座

宇美町立図書館(福岡県)

- ・読書リーダー・サポーター養成講座を通して、こどもたちに読書の楽しさや大切さを味わわせる。
- ・こどもたちに読書活動を普及する主体としてのスキルを身に付けさせ、学校や地域での読書活動を振興する。



中学生読書サポーターによるビブリオバトル大会

独立行政法人国立青少年教育振興機構

目的

我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年を巡る様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的とする。

沿革

- 昭和34年 皇太子殿下（上皇殿下）のご成婚を記念し、国立中央青年の家設立。以降、昭和51年までに全国13か所に国立青年の家設置。
- 昭和40年 東京オリンピックの選手村跡地の一部を利用し、特殊法人オリンピック記念青少年総合センター設立。
- 昭和50年 「学制百年記念事業」の一環として、国立室戸少年自然の家設立。以降、平成3年までに全国14か所に国立少年自然の家設置。
- 昭和55年 国立オリンピック記念青少年総合センターとなる。
- 平成13年 国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家が独立行政法人となる。
- 平成18年 3法人が統合して独立行政法人国立青少年教育振興機構となる。

職員数

500名

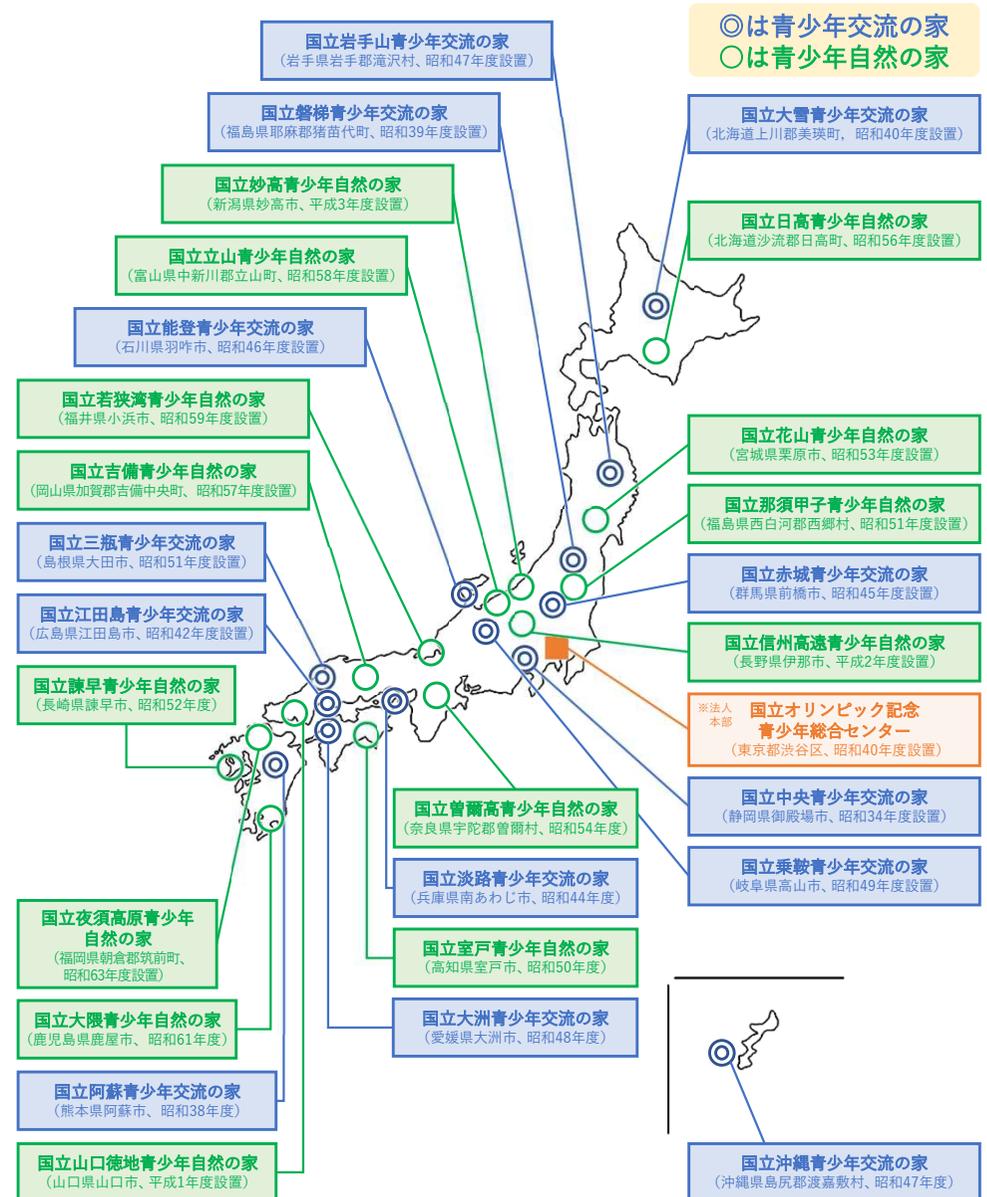
- ほか ● 常勤役員3名
- 非常勤役員3名
- ※令和5年4月1日現在

令和5年度予算額

● 運営費交付金
7,947百万円

※令和4年度補正予算施設整備費補助金
769百万円

国立青少年教育施設（28施設）



事業概要

①青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施

- 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業
 青少年のための専門性の高いモデル的体験活動の開発
 グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進
- 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
 (「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等)
- 子供の貧困対策

②青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
- 活動プログラムの提供

③青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究

- 調査及び研究、成果の提供

④青少年教育団体が行う活動に対する支援(子どもゆめ基金事業)

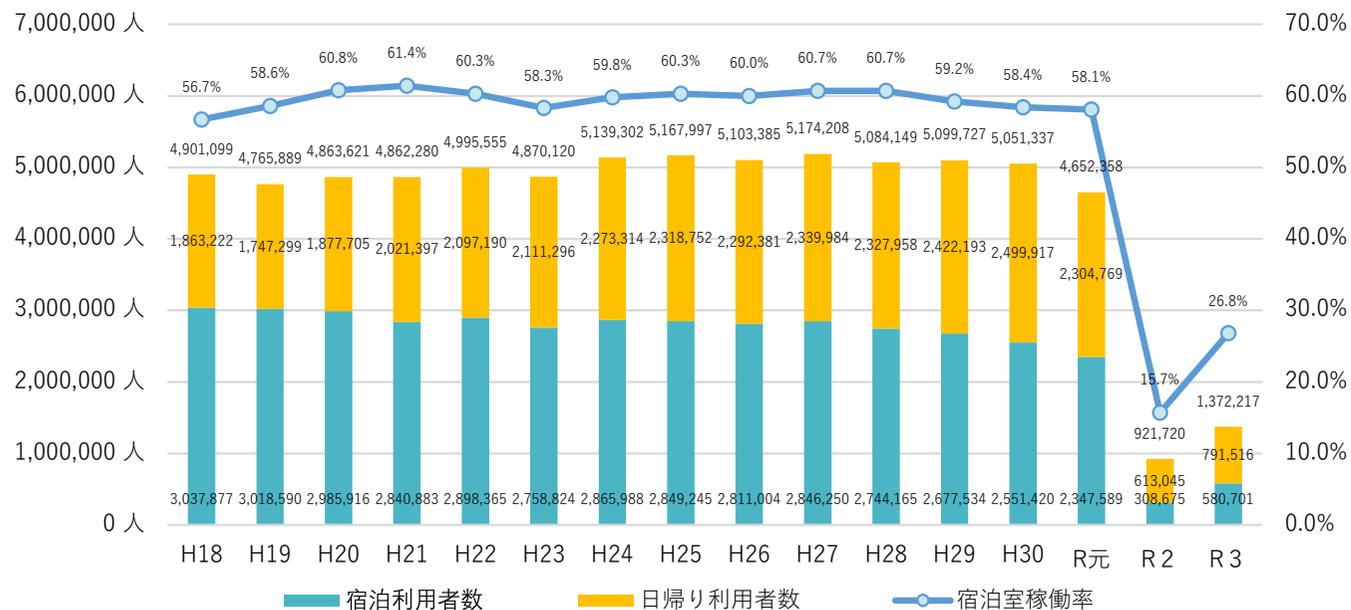
※平成13年4月に超党派の「子どもの未来を考える議員連盟」(中曽根弘文会長)が創設

●教育事業実施状況(令和3年度)

事業種類	事業数	延参加者数
次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業	568	71,997
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	137	7,803
合計	705	79,800

●子どもゆめ基金実施状況(令和4年度)

助成対象活動	申請件数	採択件数
体験活動	4,078	3,055
読書活動	413	323
教材開発・普及活動	25	13
合計	4,516	3,391



教育プログラムの例

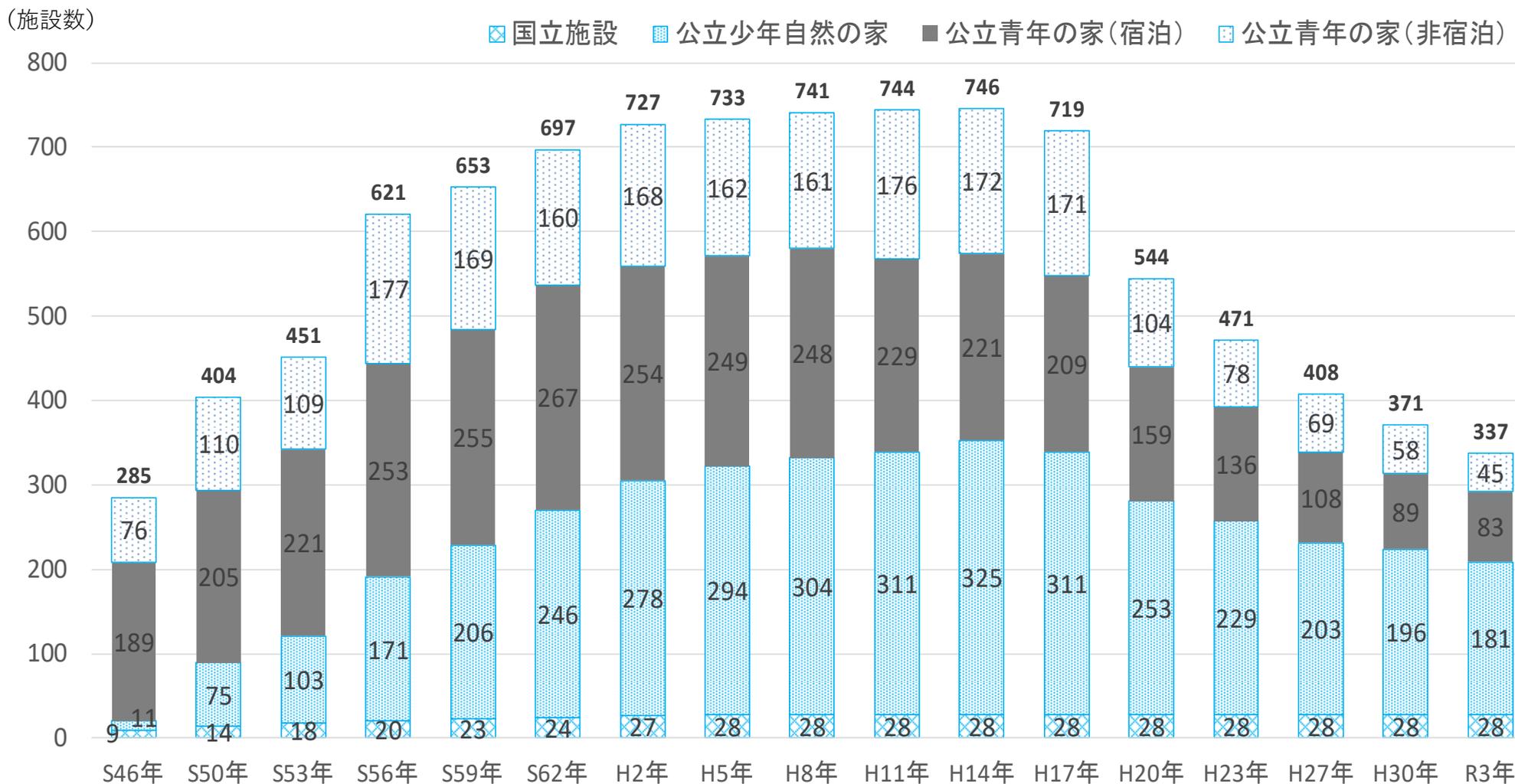
国立曽爾青少年自然の家
 「そに森の子キャンプ」

- 対象：小学校1年生～3年生(90名)
- 概要：森林の機能や森林の恵みを楽しんで生きる人々の暮らしについて理解するプログラム



公立青少年教育施設について

・国公立青少年教育施設数



- ※1 出典：社会教育調査（文部科学省）
- ※2 国立施設（独立行政法人）が調査対象となったのは平成20年度調査以降である。
平成17年度以前の国立施設数については、青少年教育課（当時）にて追加。
- ※3 国立施設には、「その他青少年教育施設（国立オリンピック記念青少年総合センター）」を含む。

子どもゆめ基金事業（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨

未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成

(ア) 子供を対象とする体験活動

- 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
- 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など

(イ) 子供の体験活動を支援する活動

- 子供の体験活動の指導者養成 など

※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外

② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成

③ 子供向けソフト教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和4年度助成金の申請・採択状況 ※（ ）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,516件 (▲403件)	3,391件 (▲512件)	14.7億円 (▲0.6億円)
うち、体験活動	4,078件 (▲310件)	3,055件 (▲428件)	12.4億円 (▲0.8億円)
うち、読書活動	413件 (▲ 87件)	323件 (▲ 84件)	1.5億円 (0.02億円)

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1とする

募集スケジュール（令和5年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	○ 電子申請：令和4年10月1日～11月29日 ○ 交付決定：令和5年4月
二次募集	令和5年10月1日 ～令和6年3月31日	○ 電子申請：令和5年5月1日～6月27日 ○ 交付決定：令和5年8月（予定）

独立行政法人国立青少年教育振興機構における居場所づくりの事例

◆「うずしお交遊塾」(国立淡路青少年交流の家)

- 趣旨: 今日、青少年の問題行動やいじめなどが大きな社会問題となっている。その原因の一つに子供たちの生活体験不足、地域や家庭での教育力の低下などが指摘されている。これらの課題解決を目的として、子供たちが家庭を離れ、異年齢の青少年が集って共同生活をするを通して、望ましい人間関係の育成や自主自立の精神を養う。また、南海トラフ地震をはじめ、来るべき大規模自然災害に備え、地域の安全・防災について、日常の備えや的確な判断のもと、主体的に行動することや災害時の助け合いの大切さについての理解を深める。

- 対象: 南あわじ市立の小学校3～6年生
南あわじ市立の中学校1～3年生

- 日程: 3泊4日

- 事業概要: 1日目 <活動Ⅰ>うずしお交友塾へようこそ
(自己紹介・アイスブレイク)
2日目 <活動Ⅱ>MY避難カードを作ろう
<活動Ⅲ>中学校生活紹介
3日目 <活動Ⅳ>「クロスロード」(防災カードゲーム)
をやってみよう
4日目 <活動Ⅴ>防災ベンチを使って昼食を作ってみよう
<活動Ⅵ>うずしお交遊塾をふりかえろう
※事業の具体的な日程については別紙をご参照ください。



【1日目: みんなで夕食】



【2日目: タベのつどい】



【2日目: 中学校生活紹介】



【3日目: 防災ベンチを使って
昼食を作ってみよう】



【4日目: 宿泊棟の清掃】



【4日目: 閉塾式(記念撮影)】

- 成果: 参加者からは「早寝早起きが自分でできるようになった」、「シーツを敷いたり、たたむことが出来た」、「協力して活動を行うことが出来た」、「防災について色々知ることが出来た」という声があり、今回の異年齢の共同生活や体験活動によって「自立」の意識を芽生えさせる契機とすることができた。

別紙

		16:00		17:45		18:30		20:30		21:00	
1月18日(水)					受付・入所説明	自習・タベのついで	夕食・活動の準備	開塾式 ＜活動Ⅰ＞ うずしお交遊塾へようこそ！ ・新しい仲間と初対面。お互いの事を紹介し合おう。	入浴	就寝準備・就寝	
	6:30	6:45	7:15	8:00	16:00	17:45	18:30	19:30	20:30	21:00	
1月19日(木)	起床	朝食	各学校へ登校	学校	交流の到着	自習・タベのついで	夕食・活動の準備	＜活動Ⅱ＞ MY避難カードを作ろう ・MY避難カードを作って、災害に備えよう。	＜活動Ⅲ＞ 中学校生活紹介 ・中学生から中学校がどんな所か聞いてみよう。	入浴	就寝準備・就寝
	6:30	6:45	7:15	8:00	16:00	17:45	18:30	20:30	21:00		
1月20日(金)	起床	朝食	各学校へ登校	学校	交流の到着	自習・タベのついで	夕食・活動の準備	＜活動Ⅳ＞ 「クロスロード」をやってみよう！ ・防災カードゲームを通して、仲間と共に防災について考えよう。	入浴	就寝準備・就寝	
	6:30	7:15	9:00	12:00	13:30	15:30	15:40	16:00			
1月21日(土)	起床・朝のついで	朝食・清掃・退所点検	＜活動Ⅴ＞ 防災ベンチを使って昼食を作ってみよう！ ・班のみんなと火おこしや食事作り(昼食)に挑戦しよう。	昼食・休憩	＜活動Ⅵ＞ うずしお交遊塾をふりかえろう！ ・仲間と災害時に必要な物や能力について考えよう。 ・新しくできた仲間との絆について考えよう。	アンケート記入	閉塾式	解散			

✓ 川崎市：「子どもの権利に関する条例」の中に記載のある「子どもの居場所」について

第27条

子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合える場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

✓ 小金井市：子どもの居場所づくりの推進に関する指針

子どもの居場所とは、子どもが「居たい」、「居られる」、「また行きたい」と感じる場所です。あえてつくる場所のみではなく、本来は子どもが居る場所はどこでも子どもの居場所です。あらゆる年代の個性豊かな子どもそれぞれにとって、その誰もが安らげるような居場所が見つけられるように多種多様な居場所が必要です。そして、予約や事前登録が不要で、無償で利用できる居場所が、子どもの徒歩圏にあること、同時にその情報が子どもと保護者に届くよう努める必要があります。

✓ 豊中市：子どもの居場所の定義（ポータルサイト内）

子どもの居場所とは、『子ども（高校生世代以上も含む）が一人でも無料又は低額で利用でき、その支援や見守りのために支援者が関わりながら、子どもの自己肯定感を高め、生活・学習習慣づくりや様々な体験機会を得られる場』のこと。いわゆる「子ども食堂」や「学習支援」のことを指します。

子どもの居場所の定義

子どもの居場所とは、『子ども（高校生世代以上も含む）が一人でも無料又は低額で利用でき、その支援や見守りのために支援者が関わりながら、子どもの自己肯定感を高め、生活・学習習慣づくりや様々な体験機会を得られる場』のこと。いわゆる「子ども食堂」や「学習支援」のことを指します。

